

(仮称)富士見わんぱくひろば運営事業者選定
集計表

評価項目			評価の視点・判断基準 (項目ごとの配点)		配点	平均		
参加事業者に関する項目	【経営状況】 事業者の経営状況は適正であるか。		①児童館的機能事業等の年間事業費に相当する資金を 普通預金等により保有している。		3	3		
			②決算期が3期以上経過し、かつ、直近3か年の会計期間で 連続して損失を計上していない。		1	1		
			③直近期の会計期間で債務超過になっていない。		1	1		
	【業務の実績】 児童館的機能事業と同種業務※1の実績はあるか		業務実績が5箇所以上ある。		5	5	5	
			業務実績が1～4箇所ある。		3			
	【業務の実績】 学童クラブ事業、一時預かり事業、地域子育て支援 拠点事業、放課後子供教室事業の実績はあるか※ 2		業務実績が5箇所以上ある。※3		5	5	5	
			業務実績が1～4箇所ある。※3		3			
	【千代田区への精通度】 千代田区での児童館的機能事業等実績はあるか		千代田区において業務実績がある。		2	2	2	
			実績がない。		0			
	【社会貢献度・企業倫理観】 社会・地域貢献についての姿勢及び取組み(環境・ 次世代育成・地域活動(防災・福祉・町会等、その他)		十分に取り組んでいると認められる。		5	5	5	
			上記に比べてやや不足がある。		3			
			上記に該当しない。		0			
配置予定者に関する項目				富士見	旧九段			
	【実務経験】※1 施設の事業責任者(施設長)の実務経験(同種・類似 業務※2)年数		施設の事業責任者としての 実務経験年数が5年以上である。		7	3	10	7
			施設の事業責任者としての 実務経験年数が5年未満3年以上である。		5	2		
			施設の事業責任者としての 実務経験年数が3年未満1年以上である。		3	1		
			施設の事業責任者としての 実務経験年数が1年未満である。		0	0		
	【実務経験】※1 施設長以外の指導員の実務経験(同種・類似業務※ 2)年数		実務経験年数が3年以上のものが5割以上※3		5	3	8	6
			実務経験年数が3年以上のものが5割未満3割以 上※3		3	1		
			実務経験年数が3年以上のものが3割未満※3		0	0		
	【研修の実施】 職員の資質向上を目的とした、配置予定の指導員 を対象とした研修の実績		外部講師を招へいする等、専門的な研修を各指導 員が年に複数回受講している。		5	5	5	
			外部講師を招へいする等、専門的な研修を各指導 員が年に1回以上受講している。		3			
			上記に該当しない。		0			
	提案書の内容等に関する項目	【取組方針】 業務の取り組み方針		・運営理念・運営方針が適確であるか。		0～5	5	5
【現況及び区の課題への理解度】		・地域の現況や区特有の課題について理解し、提案 されているか。		0～5	5	5		
【事業 運営 内容】		児童館的機能	・児童一人ひとりの心身の状態や発達過程に応じ た適切な運営が提案されているか。 ・利用者及び地域の実態・ニーズ等を踏まえた独自 の取組が提案されているか。		0～20	20	19.5	
		子育てひろば	・子育て相談や充実した活動等、地域の子育て支援 の拠点としての機能を踏まえた取組が提案されて いるか。		0～10	10	10	
		学童クラブ	・放課後の時間を充実させるための独自の取組が 提案されているか。		0～20	20	19.5	
		拡大型一時預かり保育	・保護者が安心して預けられるような取組が提案さ れているか。		0～10	10	10	
【関係機関との連絡体制】 (関係機関は、区、学校、保護者、児童館、学童クラ ブ、放課後子ども教室運営(学び・体験)事業者とす る)		・関係機関との連絡体制が分かりやすく、かつ的確 に組まれているか。 ・保護者との関係性を良好に築く方策があるか。 ・苦情対応策は講じられているか。		0～5	5	4.75		
【業務運営上の安全・安心への取組み】		・緊急時の対応及び児童の安全・安心への理解・取 り組みが適切に行われているか。 ・個人情報の取り扱い方法は、徹底されているか。		0～10	10	10		
プレゼンテーション 【取り組み姿勢】		・適切な事業運営に取り組む意欲を感じられるか。		0～5	5	5		
プレゼンテーション 【実現性】		・提案内容の実現性は十分であるか。		0～10	10	10		
合 計					145点	138.75点		

※1 実務経験については、(仮称)富士見わんぱくひろばと旧九段中学校(第3学童クラブ)の職員配置予定から、それぞれ評価する。

※2 同種業務…児童館事業(法第35条の届出を行っている児童厚生施設または千代田区の実施する児童館的機能事業)
類似業務…学童クラブ事業(法第34条の8の届出を行っている事業)、
一時預かり事業(法第34条の12の届出を行っている事業)、
地域子育て支援拠点事業(法第34条の11及び社会福祉法第69条の届出を行っている事業)、
放課後子供教室事業(自治体から委託や補助を受けて実施する小学生が対象の放課後対策事業)

※3 割合における小数点以下は四捨五入とする。

※4 合計145点中、87点を最低基準とする。